

議案第42号

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和7年7月11日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第9条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第12条第1項</u>において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところに</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第9条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第13条第1項</u>において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところに</p>

より、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して、180日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、勤務しないことが相当であると認めるときは、職員に対し介護休暇を与えることができる。

2及び3 略

第9条の2から第11条まで 略

より、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して、180日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、勤務しないことが相当であると認めるときは、職員に対し介護休暇を与えることができる。

2及び3 略

第9条の2から第11条まで 略

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第12条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年守口市条例第2号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定による

申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する

意向確認等)

第12条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第13条 略

第14条 略

意向確認等)

第13条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第14条 略

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第12条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。